

「iry アイリー」オプションサービス利用規約（約款）

第1条（適用範囲）

本規約は、株式会社 FELIGAR（以下「当社」）が提供する在留外国人・国際結婚カップル向け結婚式・パーティー相談サービス「iry アイリー」（以下「本サービス」）の追加の有料サービス（以下「オプションサービス」）の利用に関し、当社と利用者との間に適用されます。

第2条（オプションサービス内容）

当社は利用者に対し、以下のオプションプランを提供します。

1. Basic プラン（30,000 円(税込 33,000 円)）

- ・打ち合わせオンライン同席：1 回（原則 2 時間以内）
- ・チャット相談：無制限（原則返信は営業時間内）

2. Standard プラン（80,000 円(税込 88,000 円)）

- ・打ち合わせオンライン同席：最大 3 回（原則各 2 時間以内）
- ・チャット相談：無制限（原則返信は営業時間内）
- ・パーティー当日リアル同席サポート（原則 6 時間以内・スタッフ交通費は別途）

3. Premium プラン（15 万円(税込 165,000 円)）

- ・打ち合わせオンライン同席：無制限
- ・チャット相談：無制限（原則返信は営業時間内）
- ・パーティー当日リアル同席サポート（原則 8 時間以内・スタッフ交通費は別途）
- ・打ち合わせ資料の翻訳支援（原則第 4 条に定める重要書類に限る）
- ・施行後アフターサポート（原則施行後 1 か月間）

以下を含みますがこれに限りません。

- (1) 写真・映像の納品やり取りに関する会場とのコミュニケーションサポート
- (2) 会場からの最終請求書内容の確認・説明サポート
- (3) 施行後のトラブル発生時における通訳交渉サポート（※原則オンライン対応）

4. VIP プラン（要見積）

- ・Premium プランの全サービス
- ・MC、DJ、ダンサー、パフォーマー手配
- ・ゲストの宿泊施設、ハイヤー送迎、観光アクティビティ手配
- ・当社サロンでのアロマセラピートリートメント提供
- ・その他パーティー当日前後での相談対応

第3条（翻訳支援サービスの範囲）

1. 当社は、以下に定める「重要書類」に限り Premium プランで翻訳支援を提供します。
 - (1) 式場との基本契約書（契約概要・重要事項説明部分のみ）
 - (2) 当日進行表（タイムスケジュール）
 - (3) 料理・飲料メニュー（アレルギー・宗教的制約に関わる部分）
 - (4) 会場からの請求書（項目名・金額・支払条件部分）
 - (5) 会場への特別要望事項リスト
2. 翻訳支援の上限
上記対象書類の合計は原則として A4 サイズ 5 ページ相当（1 ページあたり 400 字以内）までとします。
3. 上記以外の書類の翻訳は本サービスに含まれず、別途料金（1 ページあたり 10,000 円(税込 11,000 円)）にて承ります。

第4条（言語対応）

当社は英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・日本語の 5 言語でサービスを提供します。それ以外の言語対応が必要な場合は、別途相談となります。

第5条（料金および支払方法）

1. 料金は第2条に定める金額とします。
2. 支払方法：クレジットカードまたは銀行振込
3. 支払期日：申込完了日から 7 日以内

4. VIP プランは個別見積りとし、契約時に支払条件を定めます。

第6条（サービス提供期間）

1. サービス提供期間は、申込完了日より開始し、施行終了後 1 か月（Premium プラン、VIP プラン）または施行終了日（Basic、Standard プラン）をもって終了します。
2. 予約日変更等により当初期間を超える場合は、別途延長申込を行います。

第7条（変更・キャンセル）

1. プラン変更：申込完了日から 7 日以内に限り、プランの変更（アップグレードまたはダウングレード）を申請することができます。変更に伴う差額は精算するものとします。8 日目以降は、原則としてプランの変更はできません。
2. キャンセル料：以下の(A)と(B)のいずれか高い方を適用します。

(A) 申込経過期間に基づく料率

- ・申込後 7 日以内：料金の 20%
- ・申込後 8 日～30 日以内：料金の 50%
- ・申込後 31 日以降：料金の 100%

(B) 施行日からの期間に基づく料率

- ・施行日の 30 日前以前：料金の 30%
- ・施行日の 29 日～15 日前：料金の 80%
- ・施行日の 14 日前～当日：料金の 100%

3. キャンセル料は、当社が既に提供したサービスに対する対価および準備に要した費用の補填を目的としています。オプションサービスは申込完了後ただちにサービス提供が開始されるため、申込経過期間に基づく料率を導入しています。
4. 天災・感染症等の不可抗力による中止の場合、状況に応じて協議の上、返金対応を決定します。ただし、当社がすでに提供したサービスに関する費用については、原則として返金対象外とします。
5. キャンセル時の返金は、キャンセル確定後 30 日以内に利用者指定の口座に振り込むものとします。

第8条（サービス保証と免責事項）

1. 当社は誠実にサービスを提供しますが、結果を保証するものではありません。
2. 当社は会場との契約内容に関する責任を負いません。
3. 利用者の要望が会場の規則等に抵触する場合、サービス提供をお断りする場合があります。
4. 当社は通訳・翻訳内容の完全性を保証するものではありません。
5. 天災、事変等の不可抗力およびインターネット利用時の障害（ウイルス、ハッキング、システムダウン、操作ミス等）により、予定通りにサービスが提供されない場合、当社は「iry アイリー利用規約」第5条に基づき一切責任を負いません。

第9条（個人情報保護）

1. 当社は利用者の個人情報を取得・利用するにあたり、当社のプライバシーポリシーに従います。
2. 当社は利用者の個人情報を本サービスおよびオプションサービス提供の目的にのみ使用します。
3. 会場への情報共有は必要最小限とし、事前に利用者の同意を得ます。

第10条（利用制限）

1. オプションサービスのご利用にあたっては録音・録画を禁止とさせていただきます。
2. 利用者が本規約または「iry アイリー利用規約」に違反した場合、当社は、将来にわたって、オプションサービスの提供を中止することができるものとします。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者および当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、

不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 自身、役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 利用者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 利用者および当社は、相手方が上記各項に違反した場合、何らの催告をせず本規約に基づくサービス提供を停止または契約を解除することができます。

第12条（準拠法・紛争解決）

1. 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

2. 本サービスに関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所とするものとします。

第13条（その他）

1. 本規約に定めのない事項は、両者誠意をもって協議解決します。

2. 本規約の変更は、当社が必要と認めた場合、当社のウェブサイト等にて公表し、または利用者に通知することで効力を生じます。

3. 本規約は、当社の「iry アイリー利用規約」の一部を構成し、本規約に定めのない事項は同利用規約に従うものとします。

以上